

大蔵委員會議録第三十二号

昭和三十年七月十四日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 松原喜之次君

理事加藤 高藏君 理事森下 國雄君

理事大平 正芳君 理事奥村又十郎君

理事橋路 節雄君 理事春日 一幸君

有馬 英治君 宇都宮徳島君

菅 太郎君 坊 秀男君

前田房之助君 山村新治郎君

山本 勝市君 淺香 忠雄君

黒金 泰美君 小山 長規君

薄田 美湖君 古川 丈吉君

石村 英雄君 木原津與志君

横山 利秋君 井上 良二君

川島 金次君 田万 廣文君

平岡忠次郎君 石野 久男君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤枝 泉介君

大蔵事務官 渡邊嘉久造君

(主税局長) 北島 武雄君

大蔵事務官 阪田 泰二君

(理財局長) 河野 通一君

大蔵事務官 河野 通一君

(銀行局長) 川上 爲治君

通商産業事務官(鉱山局長) 川上 爲治君

委員外の出席者

国民金融公 石渡忠四郎君

庫副總裁 小山 正時君

農林漁業金 融公庫理事 江澤 省三君

参考人 農林中央 金庫副理事長 椎木 文也君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

七月十三日

委員山本勝市君及び河野密君辭任につき、その補欠として菊池義郎君及び岡良二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員菊池義郎君辭任につき、その補欠として山本勝市君が議長の指名で委員に選任された。

七月十三日

三級清酒設定反対に関する請願外一件(佐々木秀世君紹介)(第四〇五七号)

同外九件(稻葉修君紹介)(第四〇五八号)

同(川俣清音君紹介)(第四〇五九号)

同(南條徳男君紹介)(第四〇六〇号)

同(松浦周太郎君紹介)(第四〇六一号)

同(植村武一君紹介)(第四〇六二号)

同(栗山博君紹介)(第四〇六三号)

同(山本正一君紹介)(第四〇六四号)

同(野田武夫君紹介)(第四〇六五号)

同(安藤覺君紹介)(第四〇六六号)

同外一件(林唯義君紹介)(第四〇六七号)

同外十六件(森清君紹介)(第四〇六八号)

同外二十三件(山村新治郎君紹介)(第四〇六九号)

同(白井莊一君紹介)(第四〇七〇号)

同(松浦東介君紹介)(第四〇七一号)

同(松澤雄藏君紹介)(第四〇七二号)

同(池田正之輔君紹介)(第四〇七三号)

同外六件(中村庸一郎君紹介)(第四〇七四号)

同外一件(本名武君紹介)(第四〇七五号)

同(今井耕君紹介)(第四〇七六号)

同(重政誠之君紹介)(第四〇七七号)

同(赤澤正道君紹介)(第四〇七八号)

同(古井喜實君紹介)(第四〇七九号)

同外三件(高岡大輔君紹介)(第四〇八〇号)

同(伊東岩男君紹介)(第四〇八一号)

同(上林興市郎君紹介)(第四〇八二号)

同(榎兼次郎君紹介)(第四〇八三号)

同外十一件(中村英男君紹介)(第四〇八四号)

同(西村力弥君紹介)(第四〇八五号)

同(岡本隆一君紹介)(第四〇八六号)

同外八件(大野市郎君紹介)(第四〇八七号)

同(風見章君紹介)(第四〇八八号)

同(八木一男君紹介)(第四〇八九号)

同外一件(塚田十一郎君紹介)(第四〇九〇号)

同外十二件(渡邊良夫君紹介)(第四〇九一号)

同外十五件(大島秀一君紹介)(第四〇九二号)

同外十四件(田中角榮君紹介)(第四〇九三三三)

同(篠田弘作君紹介)(第四〇九四四)

同外十一件(千葉三郎君紹介)(第四〇九五五)

同外二十五件(田中彰治君紹介)(第四〇九六六)

同(真田四郎君紹介)(第四〇九七七)

同(松田鐵藏君紹介)(第四〇九八八)

同(草野一郎平君紹介)(第四〇九九九)

同(田中龍夫君外一名紹介)(第四一〇〇〇)

同外三件(永山忠則君紹介)(第四一〇〇一)

酒税率引下げに関する請願(黒金泰美君紹介)(第四一〇二二)

同(松野頼三君紹介)(第四一〇三三)

同(町村金五君紹介)(第四一〇四四)

同(木原津與志君紹介)(第四一〇五五)

同(赤澤正道君紹介)(第四一〇六六)

同(石坂繁君紹介)(第四一〇七七)

同(鈴木周次郎君紹介)(第四一〇七八)

同(大石武一君紹介)(第四一〇八九)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件
参考人の出席を求めたの件
参考人より意見陳述の件
関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二八号)
日本開發銀行の電源開發株式会社に対する出資の處理に関する法律案(内閣提出第五八号)

資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)
証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(參議院送付)
証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(參議院送付)
金融に関する件

○松原委員長 これより會議を開きます。
議事に入ります前に、春日君より発言を求められますので、これを許します。春日一幸君。

○春日委員 過ぐる委員会において、私の質問中、參議院より海員會館法の提案説明並びに質疑が行われていますので、參議院はこれを待機して待つておるから、すみやかに来いという連絡がありました。従いまして、答弁の完了を待たずして退席をいたしました。が、こういう状態でありましたので、よろしく御了承を願いたいと思います。

○山本(勝)委員 先般の委員会、私が春日君に陳謝を要求する動議を出したのでありますが、これに対して委員長は、理事会であつたため相談された結果、春日君の言動には不適當なところがあつたと理事会は認めた、従つて春日君から自発的に陳謝させるように、責任を持つて處理するから、一応今日のところ動議を撤回してもらいたい。ということで、私は撤回したのであります。ただいまの春日君の話は、ただ事情を述べただけで、陳謝と私は認

めがたいのであります。委員長はこれを陳謝と認めておられるのですか。もし春日君が留守であつたので、私の趣旨が徹底しないというのでしたら、私はもう一度動議を出したい。

○松原委員長 速記をとめて。

〔速記中止〕

○松原委員長 速記を始めて、ただいまの山本委員よりの御発言もありましたし、前回の委員会における春日君の行動につきましては、相当手落ちもあつたと考えますので、今後さうなことの起らないように特に御注意を願うことといたしまして、御了承を願います。

○松原委員長 資金運用部資金法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案の六法律案並びに金融に関する件を一括して議題といたします。

○松原委員長 この際お諮りいたします。金融に関する件のうち、特に農林漁業金融に關する件は、横路委員から農林中央金庫の役員の出席の要求であります。これは政府機関でありませんで、従来から参考人の資格で出席していただいたのであります。従つて、本日も農林中央金庫の副理事長江澤省三君を参考人として出頭を求め、その意見を聞くように取り計らいたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長 これより質疑を許します。横路節雄君。

○横路委員 最初に農林漁業金融公庫の理事の方にお尋ねいたしますが、この農林漁業金融公庫法の第十八条には、業務範囲について規定してあります。第三十六条においては、その十八条の規定する業務以外の業務を行なつたときの罰則の規定を定めてあるわけですね。さらに農林漁業金融公庫業務方法書というのがあるわけですが、その第二の貸付条件の中に、貸付金の種類、貸付対象事業、貸付の相手方、利率、償還期限及び償還期間等について明記されておられるのであります。この農林漁業金融公庫法並びに農林漁業金融公庫の業務方法書等に基きまして、とりわけ第二の貸付条件の第八、農林漁業者の共同利用施設の改良、造成、復旧または取得に必要な資金のうち第四番目の畜産施設につきましては、農業協同組合並びに農業協同組合連合会に対して、一般の場合には七分五厘の二年据置の十五年以内、こうなつておられるわけですね。なお備考の第四項の口につきましては、今私が申し上げました八に掲げる協同組合またはその連合会が、その株式の九割以上を所有する会社であつて、その貸付対象事業に掲げる事業を行うものについては、それぞれの事業について、その貸付の相手方の欄に掲げるものとみなす、こういうふうになつておられるわけですね。それで私があなたにお尋ねいたしました

と思ひますことは、こういうふうに資料も出していただいておりますが、北海道パター株式会社に対して、今日まであなたの方では一億六千六百万円を貸付をしておられるわけですね。私は北海道パター株式会社の所有株について検討をいたしました。非常に疑義があるのです。果してこれがこの業務方法書によるところの備考の第四項の口の、九割以上の株を持つておられるかどうかは非常に疑義がございまして、その点、あなたの方ではどういうふうなお考えからこれをいわゆる農業協同組合連合会とみなして、一億六千六百万円の貸付の対象としたのか、その点についてまずお尋ねいたします。

○小山説明員 ただいま横路先生から御質問のありましたことにつきましてお答えを申し上げます。結論をまず申し上げますと、私の方といたしましては、業務方法書の第二項の貸付条件の備考の(4)の口に適合するといふ認定のもとに貸し付けたのであります。その理由を申し上げますと、御承知のように、私の方は手足をもちませんので、いわゆる受託金融機関が窓口をやつておられますが、その受託金融機関の審査の際に、関係の知事の意見書をつけていただくことになっております。しこうしてこの北海道パターの融資申し込みのときは、九一%というのを書いた知事の意見書をつけてきております。それによりまして第一回の貸付を、二十八年度の十二月四日に八日付で三千八百万円の貸付をいたしております。その後数回にわたつて貸付をいたしましたが、その後株式の構成は、いわゆる農業関係の所有株が漸次ふえておられるような状況になつておるのであります。

最近の株式構成は、農業関係は約九二%近いというふうになつております。

なおこの株式構成につきまして若干の疑義があるということ、その後私どもも——公式の話ではありませんが、伺いましたので、重ねて道庁の方に照会をいたしましたところ、本年の四月十二日付で向うから、その点についての疑義はないという回答をいただいております。

以上はまだ簡単であります。お答え申し上げます。

○横路委員 あなたの方から出された資料は、大体今あなたが答弁されたようになつておられるわけですね。そこで、私があなたにお尋ねをいたしたいのは、北海道信用組合連合会——これは御承知のように、農林中金の窓口になつておられるのが、これが五十三万一千九百二十株持つており、二百四十万株の中の大きな割合を占めて、これを入れて九二・〇%になつておられるのです。この北信連は明らかに農林中金の窓口です、金融機関です。これが果して、他の一般の単位農業協同組合と同じ範疇に入つて、その持ち株をもつて農業協同組合が所有しているものというように言えるかどうか。この点私は非常に疑義があると思つておられます。この点についてのあなたの見解をまずお尋ねしたいと思います。

○小山説明員 お答え申し上げます。横路先生おっしゃいました疑義は、あの意味においては、私どもの方といたしましては、あの業務方法書の解釈をいたしまして、農業協同組合または農業協同組合連合会と書いてありまして、別に事業の種類を書いてありませんので、当然あのいわゆる農業協同組合連合会の中に入るものと解釈をしておるのであります。それは解釈論になりませんが、一方、いわばどういふふうに規定するかという立法論とでもいふか、意見の点になります。またいろいろの考え方があつて存じますが、私も、私も解釈論としては、現在そのようにちよつと疑いもなく解釈をしておるのであります。

○横路委員 今の問題については、非常に疑義があると思つておられます。実際に北信連は、北海道における農村金融としては比較的独占的な金融機関です。末端の者がこの窓口を通して非常にじめつけられておる。一方においては恩恵があるかも知れませんが、これはあとでいろいろ指摘しますけれども、従つて私は、この二百四十万株のうちの五十四万株ですから、それが非常に比重を占めておられるから、これを全部一般の単位農業協同組合と同じ扱いをして、さうしてそれをひくくする、九二%になつておられるという点については、疑義がございまして、しかしこの点については、きょうはとりわけあなたと法律論争をやるというのが私の目的ではないのであります。そこで今一応それを是認するとして、この北信連の北海道パターの所有株なんです、これは北信連の本年度の総会における第七回の業務報告書によりまして、北信連が持つておられる北海道パターの持ち株は三十二万七千六百株です。そこでさういふことを北信連はその総会で発表し、業務報告書を出しているわけですね。それを計算してみると、これは八四%にしかならないわけですね。さうす

とあなたの方で、この貸付の第(4)項の口の規定に従って、これが九〇%だったという考えのもとに、二十八年から貸付をしていたことは、私は明らかに違法措置だと思ふ。これは一体どういうことになるのですか。

○小山説明員 ただいまの横路先生のお話し、実は私も、ごく最近になりましてそのことをある新聞によりまして拝見したのでありますが、私の方としては、どうして北信連がそのような取り扱ひをしたかということについて、詳しい事情につきましては、調査をしておりますので、どうしてそういうふうになつたかというこの詳しい事情については申し上げかねます。

が、とにかく先ほど申し上げましたように、知事の意見書に、公式の文書として九一%、あるいはまた九〇%ということが最初に書いてきておる。それを受託金融機関が確認をいたしました。私の方に取り次いでおるといふことは、それからさらに私の方としましては、公式の文書で照会をいたしましたものにつきます。そのときは九二%と書いてあつて、北信連の所有株は、ここにあります通り五十三万云々といふことを書いてきておるのであります。そのように、とにかく地方公共団体の長、あるいはその管轄下にあるところの公務員が公けの資格において報告するものであれば、私どもとしては、それを全面的にまず信用せざるを得ない。それに疑いを持つというふうなことは、普通の場合においては私ども考えられないのです。従ひまして、その北信連の持ち株の内容がどうあるかということについて、私詳しいことを存じませんから、ここでその点

についての確定的なことは申し上げられませんが、私どもの取扱ひにいたしましては、過去においても、また現在においても、疑問を待たずおらないのであります。ただできれば、その事情をこの際いづれの機会にか詳しく伺ひたいと思つておるのではありません。

○横路委員 今あなたの説明を聞いてみると、農林中央金庫の方から言つてきた、それから北海道庁の方からも言つてきた、だから別に不思議に思わないでやつたので、あなたの方では別に責任のないような、どうも調べる法のないようなお話しですが、ここにあらのは、北信連の第七年度における昭和二十九年四月一日から三十年三月三十一日までの業務報告書のうちの第八項の外部出資のうちに、系統機関外出資金として北海道パター株式会社に三十二万七千六百株、こういう報告になつておる。ところがあなたの方で出したものによると、五十三万一千九百二十株で、その差は二十万四千三百二十株。この二十万四千三百二十株をはずしてしまつと、あなたの方で九二%だと言つても、八四%にしかならない。八四%にしかならないものを、あなたの方では全然調べないで、なるほどさういふやうなこともあつたやうだといふ程度で、これが農業協同組合であれば文句はないですよ。しかし少くとも株式会社なんですから、そういう意味で私はこの点を指摘しておるのです。これはどうなのですか。あなたは正式には、こういうものは見ていないのですか。それから今回北信連の総会でさういふふうな発表になつた事実、聞いていないのですか、その

の点はどうですか。

○小山説明員 正式には全然聞いておりません。私が伺ひましたのは、御承知と思いますが、農業新聞という新聞がありまして、あれに今先生のおつしやうと同じ数字がどうかかわりませんが、とにかく二十何万かの誤差があるといふことを書いてあるのを拝見いたしました。それもごく二、三日前のことでありまして、その後実は北信連なり北海道パターの人を呼ぶか、あるいは申金を通じてか調べなければいかぬと思ひますが、まだ調べておりません。

○横路委員 先ほど一番最初申し上げましたように、第三十六条の第三号に、明らかに「第十八条に規定する業務以外の業務を行つたとき」にはという罰則規定がある。少くともあなたの方は、政府の關係機関です。だから、この点は疎漏じゃないかと思うのです。ただ農林中金の方から申請書があつた、あるいは道庁の方でそれでいいと言つたから金を貸したというのです。金を出した場合は、全部さういふことになつておるわけですか。

○小山説明員 私の方の業務のやり方がございました。御承知のように手続がございまして、受託金融機関を通じてやつておるわけでありまして。従ひまして、事前に調査をするといふことは、全然やらぬわけではありませんが、ほとんどやつておりません。全部受託金融機関なり県の方にお願ひを申し上げまして、いろいろ疑問のある点は、県なり金融機関に正式なものを書面でお尋ねをいたしまして、その回答によつて処理するといふことをやつております。ただ貸し付けたあとの監査

というものにつきましては、私の方から直接の監査を、これは両会の御要請の何かによつて設けたと思つております。が、それによつてやつております。しかし貸付以前のもは、今申し上げましたようなことで豫算をやつておるわけでありまして。

○横路委員 今のお話しの監査ですが、もちろん金を貸してしまつたならば、あなたの方で監査をする、事前にやらぬが、金を貸したら監査をする。そうするとあなたの方では、もうすでに二十七年十月二十五日から貸付をしていられるのですから、何べんも監査をおやりになつたでしょう。その監査の中に、いわゆる北海道パターの所有株は五十三万幾らだ、しかし実際にあらは、北信連が持つておるものがあるために九二%になつておるものですが、そこであなたの方では、別にその点で、北信連の方はどうなつておるかといふことを調べてみなかったわけですか。

○小山説明員 お答え申し上げます。今までのところ、その点につきましては、ほんとうを申し上げますと実は疑問を持つておらなかつたものであります。それから、全然調べておりません。最近になりました、ちよつといふ耳にするので、やはり調べなければいかぬと私としては考へておる次第であります。

○横路委員 私は、今の点は遺憾にたえないと思つております。この点は「協同組合又はその連合会がその株式の九割以上を所有する会社であつて、その貸付対象事業に掲げる事業を行うもの」については特段にやる。従つて、本来ならば農業協同組合及び連合会に貸し

付けるものは特別な措置なんですから、その特別な措置について、あなたの方で全然お調べになつていないといふことは非常に遺憾だと思ふのです。これは農林中金の方からあなたの方に、この長期資金の貸付の場合には、何か申請書をつけてきましようか、その点はどうなつておりますか。

○小山説明員 お答え申し上げます。が、借り入れ申込書及びその付属の書類に一定の形式がございます。それは借り入れ申込者が委託金融機関、農林中金の場合には農林中金の支所に、実際の場合には、信連を経由して中金に出すといふことですが、とにかく建前は農林中金の支所に出しまして、そしてそこで今の申請書を審査いたします。本所に送つて、それから農林中金の本所で審査して、私の方に書面が回つてくるというふうになつておるのではありません。

○横路委員 それでは農林中金の方に伺ひたいのですが、今あなたもお聞きの通り、北海道パターの貸付について非常に疑義があるわけですが、そこで、これは北海道パターの株主の一覧表によりまして、五十三万幾らになつておる。ところがこの北信連の総会では、明らかに三十二万幾らとなつておる。その差は二十万開いておるわけですか。この点について、あなたの方ではおそれなく調査をなさつて、さうして窓口ですとかおやりになつたと思ひますが、その点、あなたの方の扱ひはどうなつておりますか。

○江澤参事 今のお話しにつきましては、私どもの方も若干調査はいたしております。お話しによりますと、北海道パターの株主名簿では、北信連の所

有株は五十三万一千、それからこれに對して北信連のバランス・シートによりますところの持ち株は三十二万七千株、これは合算しないかというお話しですが、場合によりまして簿外に資産を持つということもあり得るわけでありまして、そこでこの関係のものを打ちあけて申し上げますと、北海道パターンの職員が持つておりました分を北信連で肩がわりしたというふうな関係があるわけでありまして、これは表に出してありませんが、そういう関係で、これは三十一年までに決済するような約束になっておりますので、北信連といたしましては、おそらくその分については、まだ帳簿に上げない意外資産として株を計上しておる、こういうことが不審に思われました原因であらう、こういうふうに存する次第であります。現実には五十三万一千株を北信連が持つておられることは間違いないことであるとして、これは先ほど小山理事からお話しがございましたように、北海道の主事が公式の文書をもって確かめ、また私どもの方も、北海道パターンの正式帳簿について確かめて確信を持つておられる次第であります。御了承願います。

○横路委員 委員長、一つ大蔵省関係にも出てきてもらいたいと思うのであります。今のお話しは、北信連では三十二万幾らだけれども、実際には五十三万幾らを持つておられるというのですが、持つておられるのであれば、なぜこの報告書にそれを書き加えずに載せないのか。今度の総会におけるこの点については、北海道の農民諸君も非常に疑義を

持つておられる。なぜ疑義があるかという、北海道パターンの社長は、同時に北信連の副会長なんだ。だからそこにからくりがあるのではないかと思うのは当然なんです。同時に北信連の会長は、雪印乳業の重役です。これは、私はあとであなたの方から、今公取で問題になった点を聞きますが、こういうことは非常に疑義を招く原因だと思ふ。北海道パターンの社長が北信連の副会長だ。そして北海道パターンの方の株主名簿には五十三万とあげ、北信連の方は三十二万とあげている。しかもその北海道パターンの社長がかわつて北信連の副会長になっていって、今度はその点を追及されるや、北信連の副会長という立場で答弁をされている。こういうことは私は非常におかしいと思うのです。

そこで今あなたが言われている点は、その総会においては、こういうことを言つておられるわけですね。北海道パターンの株は、公社当時より協同組合の所有になるものと従業員のものがあったが、従業員の所有の株については、逐次協同組合のものに切りかえつてあるが、その過程において、一時それを信連の名義にしているのだ、こういうのであります。しかし信連の名義なら、信連の名義になったものをなぜ一休信連の所有にしないのです。北海道パターンの株は、北信連の株と別な株にありまして、北信連パターンの株は五十三万株を持つておられますから、株主総会で配当金がきまれば、北信連に五十三万株に対して配当いたしまししょう。そのときに北信連では、三十二万株しか載せていないとすれば、その差額の二十万の配当はどうするのか、

その点はどうなるのですか。○江澤参事人 お答え申し上げます。お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

お話しは、その点につきましては、な

りませんでした。しかしおおよそ株式会社の株というものは、どの株式を例にとつてごらんになつてもわかると思ひますが、最近では非常に証券会社の所有がふえております。これは投資信託に基いて、出資したのは個人々々でありますが、名義は証券会社の名義で入つておる、こういう関係のこともあります。

それから以前は重役の責任株というのがありまして、これまた株を持ってないという事情の重役もございまして、これは株の名義を借りて入るといふようなこともございまして、株式の名義につきましても、種々雑多な関係がございまして、私もひとつも、なかなか一つ一つ調査することが困難な事情もございまして、正式にはつきり、北海道バスター株式会社の株主はこういう構成である、なおそれについて具知事、あるいは道長官からはつきりした証明があるという場合には、これによつて仕事を処理するといふ以外には手がかりではないか、こんなふう存じております。

○横路委員 あなたのお答えの中で、株式会社についてはそれでいいでしょう。しかし、これは名前は株式会社だけれども、實質的には農業協同組合連合会という性格をもつて貸してゐるんです。それを一般の株式会社と同じに、株の名義については、重役が持つ場合には困るから、それは他人の名義にした、そういうことがあるんだという考へ方は、農林漁業金融公庫の長期資金を貸す場合には、小山さん、どうなんですか。これは、實質的には農業協同組合並びに農業協同組合連合会の性格でなければならぬでしょう。ただ一般の株式会社のように、名義だけ書

きかえておけばいいんだということ、これは成り立つのですか。小山さん、その点はどうかですか。

○小山説明員 ただいまの御質問に直接答へることはなるかどうか知りませんが、多少意見にわたつて恐縮でありますけれども、実は今あなたが申すように、申し上げたように、ことしの何月かに初めて耳にしたときにいろいろ考へてみたのですが、根本は、そういうことがどうして起るかといふのは、つまり全体と部分の関係から起ると思つてゐます。それは、一応単位農協は一町村一つでなければいかぬといふような一方に方針があります。これも絶対のものではありませんが、従つて、ある村の農協の中で酪農家の占める比重が非常に小さい場合には、酪農家としては、自分たちだけでいけば特殊農協を作りたいと思つておられます。ところがそれができないといふような関係で、やむを得ず今のうちに、何となく、形は一応——ほんとうのことを言つと、酪農の特殊農協を作つて、その株主になりたいわけですね。ところが一町村に二つも三つも農協を作るのはおもしろくないといふことで——今は簡単に認可されるようなことを聞いておられますが、そこで、いわばその全体の中に溶け込んでおられるけれども、實質的には部分として生きていきたいといふ、全体と部分との間のかね合ひの問題がそこに現れてくるのではないかと申します。従ひまして、たとえば酪農農協のごとき、酪農家がほとんど——

農協のごとき、酪農家がほとんど——割ぐらひのものが酪農家であるといふ場合には、今のような問題は起らぬわけ

です。ところがごく少數のものが酪農家である場合には、今のような問題は——株を持つた奴は別として、その特殊農協と一般農協との調整をどうやるかといふ問題は、これはひとりで北海道だけでなく、ほかの地方でも同じような問題が起つておられるわけでありま

す。私も申しますと、それはほんとうのことを申しますと、これは公庫のものを離れて、一つの幅みといふか、要するに全体と部分とをどう調整していくかといふ問題について、はつきりしたものがなければ、なかなか解決はむずかしいのではないだろうかと思つてあります。従ひまして、私も申し

ては、一応とにかく公式のものがない内部関係はいろいろあるにいたしましても、表面的な公式のものが、農協が株主であるといふことにいたしますれば、そういう取扱いをして、できるだけ便宜をはかつていく方が農民のためになるんじゃないだろうかという氣持でやつておるわけでありま

す。○横路委員 私は、今あなたの答弁を聞いて、これは非常に意外だと思ひます。意外だと思ひるのは、あなたはそうすると、農業協同組合に名義だけ肩がわりする。その賞書は、實質的には個人の所有なんですから、名義だけ農業協同組合に肩がわりして、一切の株主としての権利は個人が持つておるその賞書であります。従つて農業協同組合は、自分の業務報告書その他には、その特殊は載せていないわけですが、自分のものでないから、しかし北海道バスター株式会社だけは、表面きそうやつて居るわけである。そういうことを積み上げて九〇%以上あれば、あなたの方ではこの対象になるというふう

に考へておられるとしか私には思へない。そういうふうな解釈していいのですか。そうすると大問題ですけれども、どうなんですか。

○小山説明員 いやその点、私が申し上げたのは少し違ふのでありまして、私実はよく見ておられませんから、何しませんが、私も今まで聞いておるの

では、個人の名前になつておるかもしれないが、たとえば一つの村に百人農協がある、そのうち五人くらい酪農をやつておるとしますと、その五人で農協を借りて、その名義にして、その五人の中のたれか特定の人を代表として、今あなたのおっしゃるような、その賞書の対象になつておる人、あなたが先ほど富山県とかおっしゃいました、そういうふうにしておる。それは要するに個人でなくて、酪農家の申し合せ団体の代表者の資格を持つておる。それは實質において特殊農協的なものであるといふように、私は今までもその地方でも、そういう問題に出くわしたことがあると聞いておるわけでありま

す。○横路委員 従つて単なる個人でなくて、何人かの酪農家の申し合せ団体の代表者である個人といふように私は理解しておるのであります。

○横路委員 いや、私はあなたに聞いておるの、こういう事実があるが、事実なら、あなたの方の貸付の対象になるのかならないのか聞いておる。こういうものを積み上げて九〇%以上になつた場合でも、なおあなたの方は対象にするのか、これが事実であるか、そのことをあなたに聞いておるわけでありま

答弁いただけませんので、問もなくお
いでになると思いますから、その間私
はちょっと質問を保留しておきます。
○松原委員 次に、井上良二君。国
民金融公庫の副総裁が見えておりま
す。

○井上委員 国民金融公庫の利率を下
げるとかいうお話しですが、この年度
間に、たとえば二十九年度に国民金融
公庫の損益の結果はどうなっております
か。政府にどのくらい納付金をする
ことになりましか。全然できません
か。二十九年度の損益勘定の結果を御
説明いただきたい。

○石渡説明員 二十九年度は、政府へ
三億六千万円利益をお納めいたしました
。

それから三十年度でございますが、
八月一日から利息を下げますと、大体
利息収入で五千万円くらい減る見当に
なります。それで三十年度の決算とし
て、大体一億円政府へお納めする予定
なのが五千万円くらいにそれはなるわ
けですが、多少従来低目に見ておりま
すので、大体一億円くらいいくかと思
います。

○井上委員 利率はどのくらい。

○石渡説明員 利率は、従来普通資金
は年九分九厘六毛が、今度九分六厘に
なりました。

○井上委員 今度利率を約四厘方お下
げになりました、なおかつ年間に約
一億円ほど国へ利益金を納付するこ
とができる、こういうお話しでござい
ますが、この金庫は、別に利益をあげる
ことを目的にして運営しておりませ
ん。しかも最近国民金融公庫を利用し
ます人々が非常にふえた。これの調査
等は非常にできております。そして

また現実に貸付も、申し込みの約三分
の一くらいの比率になっていられない
かと思ひますが、もう少し陣容を整備
して、調査をもっと迅速に行う。貸せ
る、貸せないという返事を明確に行う
ようにするということが一番大事じゃ
ないかと思うのですが、その点は一向
改まっていまいようですが、その点ど
うでございましょう。昨年、この問
題はこの委員会が総裁によく私から御
注文を申し上げたのですが、つまりい
たずらに人員をふやすということも、
人件費その他非常にかさんで参ります
ので、もう少し事務効率を上げる方法
を考えたらどうか。たとえば電車やバ
スに乗って調査に飛び歩くというこ
とをやめて、スクーターならスクー
ター、あるいは小型自動車なら小型自
動車を買うというふうな、もう少し近
代武器を利用して、もっと効率を上げ
るようになり、職員も過労も少くなり
ますし、それだけ効率も上がる。それか
らの帳簿整理伝票整理を見直して
も、依然として昔の大幅帳の積み上
げ式のやり方しかやられていない。あ
れももっと改めたらどうか。もっと
と少数の人間で効率の上る方法が最近
盛んに改良されておりますので、新し
いやり方にかえてみたらどうですか。

○石渡説明員 初めに一億のお金を納
めなければ、それだけ貸付資金の方に
回るじゃないか、私もその点につい
ては、全く少しでもよいお金を回し
ていただいて、お客様の方に調達でき
るよう、一文でも多い方がやりいとい
う気はいたしております。

それから事務効率が非常に悪いとい
うお言葉、まことにそれ入ります。
十分研究いたしておりますが、なかなか

かういふ案ができませんので、しかしお
言葉の通り、これは今まで通りではい
けませんので、努力いたします。
○井上委員 去年私がこの委員会、
調査事務をもっと迅速にやるように申
し込みまして、果して貸してもらえる
か、もらえぬかということがはつきり
いたしますまで、早いので三十日、お
そののののとなつて四十五日から五十日
かかっているのです。そういうことで
は、実際上さあといつても間に合わ
ぬ。だから、借りた人は、貸しても
らえるかどうかということを知りた
い。もの国民金融公庫で貸してもら
えなければ、他の金融処置を講じなけ
ればならぬが、その申し込みに応
じてなかなか調査に來てもらえぬ、ま
たその結果に手間取っているわけであ
ります。調査能力をもっと少し高める方
法を何とか考えてもらったらどうかと
いうことを去年も申し上げたのです
が、この一年間一体どれだけ調査効率
が高まり、また實際上調査に要しまし
た日数はどのくらい短縮されてお
りますか。依然として同じですか。それ
はどうですか。

○石渡説明員 まことに申しわけござ
いませぬが、十分協力いたしてお
りますが、短縮できたのは大体五日くらい
でございます。申しわけございませ
ん。それで従来は、お金の手当ができ
るまで貸付をいたしませんでした。今
度はお金がもう少し先になるかもしれ
ないけれども、貸せるとか貸せないとい
うことは早く通知するようにいたし
たいというのを考えておりますけれ
ども、まだ実は実現に至っておりませ
ん。申しわけございませぬ。

○井上委員 国民金融公庫が直接貸し
をいたしております部分と、委託貸
しをやっている部分とがございま
す。その委託貸しはどのくらいの金額
に達してありますか。

○石渡説明員 今貸付金が全部で四百
億でございますが、大体委託貸しが三
分の一でございます。貸付の口数は、
金額ともに大体三分の一でございます
。

○井上委員 その三分の一の委託貸付
の各委託代行店に對します手数料は
どのくらいお払いになってお
りますか。

○石渡説明員 手数料は、貸付金の実
収利息の半分ということになってお
ります。従つて九分九厘六毛で貸したも
のについてはその半分、そのほか厚生
資金とか、六歩で貸しているのはその
半分、それから普通貸付の九分九厘六
毛のその半分の利息を手数料として
払っております。

○井上委員 農林金融公庫の資金を、
中金に委託して貸し付けてお
ります。中金に委託して貸し付けてお
ります。金額が大きいことになって
おります。金額が大きいことになつて
率は下るようになっております。今一
一覚えていませぬが、平均いたしまし
て一分八厘くらいになっておると記憶
しております。

○井上委員 農林金融公庫から中金に
代行をさせました手数料が一分九厘、
ただいまの何はわかりませぬが。

○小山説明員 お答えいたします。平
均して約一分八厘くらいになってお
ります。ただし今申しましたように、実
収利息のそれというのではなく、貸付
の残高でありますから、そのように御

了承願いたします。
○井上委員 私は金融の専門家であり
ませぬから、そういうことはよくわか
りませぬが、貸付の残高で実収の利息
でない、これはどういうことですか。
私はしろうとすからわかりませぬ。
○小山説明員 計算をちょっとしてみ
ないと、比較はちょっとわかりませぬ
が。

○井上委員 実に驚き入った御答弁で
す。大体農林金融公庫から全部中金を
通して委託貸しをやっているのです。
その委託貸しの手数をなんぼ出して
いるか、計算してみにゃわからぬとい
うことは、まことに驚き入ったこと
です。少くとも公庫のおえら方が、それ
でよく職がお勤まりになっていま
す。それは専門家であるあなた方とし
て、常識でおわかりになつておられな
ければならぬはずである。私は不確定の
御答弁を基礎にすることは了解しかね
ます。ただいまのお話しを伺いま
す。常識的には、委託手数料は平均的
には一分八厘くらいだ、こういうお話
しであります。そうすると、国民金融
公庫の方は九分六厘かなんかの利率の
うちの約半分以上を委託手数料にお
払いにしている。なんでそんな高率を払
わなければならぬのですか、それを説明
して下さい。

○石渡説明員 今の国民金融公庫が代
理所に払う手数料は、少し高過ぎるで
はないかという御質問でございま
す。国民金融公庫の貸付というもの
は、大体五万円、十万円、二十万円と
かいって、全部お客様が返してくれ
ても、手間に追われてもうからない仕
事でありませぬ。国民金融公庫は、存在
すること自体もうからない仕事をや

ているのでございますから、その仕事を代理所に頼むときには、手数料は心持よけいにしておかなければ、代理所の方で活動が非常にやりにくい。それで手数料は、非常に小口の貸付をする機関でございますから、ほか様よりもよけい払い、そういう建前にいたしてあります。

○井上委員 そういうでたための答弁をしてはあかんよ。何でもかというたら、直接貸しをやって、そしてまた委託貸しをやって、年間三億から五億の利益を上げてきたんです。もうかつているんですよ、損してはいない。採算の合点というところは違ふ。だからそういう点から考えてみれば、もう少し委託手数料の利率を下げてもいいではないかという考え方も起ってくる。特に庶民大衆に対する機関ですから、その点はもう少し御検討願わなければならぬ。

それからいま一つここで問題が起ってくるのは、今あなたが説明されたように、約四厘方近く利率を下げる。そうなりますと、その下げた残りを半分に割るつもりですか、やはり今までの手数料は手数料として、公庫の方が金利を下げた分だけ損するという形になりますかどうですか。つまり今まで大体利率の半分を委託手数料として支払っていましたが、今度四厘下げたら、二厘方委託代理所の方でも損をする、手数料を負けてもらう、こういうことになるんですか、それはどうなっているんですか。

○石渡説明員 今の公庫がもうからないうちも、もうかつているじゃないかということ、まことにそれ入ります、実は大体二百億近い出資を

いたしておいて、それで経営しておりますので、やうと利益が出る、こういうふうな計算になっております。その点をさつき申し上げませんものでした、ただ利益が出るということ、それは非常に間違っておりますので、訂正しておきます。

それから実は今のことで、非常に困っております。今度貸付利息を下げる、九分九厘六毛から九分五厘六毛ということになりますと、どうしても代理店の手数料も下っていく、そうすると、今度は代理店に下げるといふことを言わなければならぬのですが、代理店もつらいだろうと思つて、言いたくないので、今ちょっと様子を見ておるのですが、どうしてもお言葉通り下げなければならぬということになるかと思つております。

○井上委員 国民金融公庫の支所を各地方に増設する意思はありますか、支所は増設せずに、委託をやった方がいいか、どちらが採算上いいのですか。

○石渡説明員 支所はやはり少しづつふやしていった方がいいのじゃないかと考えております。お客さんの要望は、直接に借りたいという点が非常に強いものでございまして、急にたくさんふやすというところはできませんが、ぼつぼつ必要となるころへ置いていくというところは望ましいと思つております。

○井上委員 農林漁業金融公庫の方にちよつと伺いますが、農林中金に支払つております委託手数料の金額はどのくらいになっておりますか。

○小山説明員 概算であります、私の方で年間全部で約十三億の委託手数料を払つております。そのうち約八割を農林中金の方に払つておるのでありますから、約十億であります。

○井上委員 もし公庫が各都道府県に支所を置くとしたら、どのくらいの経費が要すると思ひますか。

○小山説明員 私の方は実はだるまさんであります、手足がないのであります。従ひまして、支所は一所もないのではありません。全部農林中金さんと県の信連さんと地方の普通の銀行さん、この三つの方々にお願いを申し上げております。

○井上委員 私の聞いておりますのは、年間約十億の委託手数料を中金に払つておる。この農林漁業金融公庫を私も農林委員会が審議をいたしましたときに、直接貸しをやる場合に、どのくらいの人員と事務費が要するかというところで、具体的に資料を農林当局から出させて検討したことがありまして、それに依りますと、全国都道府県に支所を一所ずつ持ちまして、そこで直接貸しをやることになりました場合は、大体七億余りで全部済む計算が出ています。ところが当時約九億ほどの委託手数料を中金に対して払う計算になっております。だから直接貸しを農林漁業金融公庫が何ゆえに考えないのか、そうしたらそれだけ委託手数料による経費が省けるじゃないか。省けるというところは、それだけ借りる者に対する負担を軽くするということの意味を考へられますし、いろいろ便宜を考へる点も新しく考へられますし、何ゆえに各都道府県に支所を設けて直接貸しをお考えにならぬか、こういう質問をしておるわけでありまして、

この必要はないかどうか。

○小山説明員 お答え申し上げます。御承知のように、法律の上では、たしか主務大臣の認可を受ければ支所を設けることができるようになっておりますが、先ほど申し上げましたように、今は一つもない。今のところ、私どもの内部におきましては、支所を設けるというふうな考えは全然持っておりません。

○井上委員 どういうわけであつて、持つて直接貸しをします場合は、非常に経費が高つく、かえつて利用者に重い負担をかけ、かつ不便を与える、それよりも中金にやらした方が、中金は系統機関としてありますから、その方が便利であるし、経費も安くつく、そういうことなら、私は中金を利用することに何ら反対をいたしません。ところが現実にはわれわれの方で計算をいたしました基礎によりますと、年間に約三億から四億近くの手数料が省けることになるわけですね。そういうことをお考えにならずに、中金を通しておけばそれよりもいいというふうな気楽な、のんきな考え方を持っておられてはたまたまの通り、貸付といへんか、金融を受ける側の手續は、大へんややこしい、ぎょうさんの書類を作つて、それから中金さんの特別融資部のあなただけの方へその書類が回つていく、そのため非常に手間がかかる。ぐるぐる回つておるわけだ。だからそういう点で、あなたの方が直接貸しをやつた方がもう少し手続も簡単に行くし、経費も少なくて済んで、利用者には

金利も安くはないか。こういう親心で質問しておるわけですね。そうすることとが逆に高うつきますというのなら私も考へるけれど、私の調査では逆に安くつくかどうか、こういうことです。

○小山説明員 実は私先ほど申しましたように、私の方の委託は、中金さんばかりにやつておるわけではありませんが、二十九年も地方の県の信連にもやつておるわけでありまして、二十九年の例を申し上げますと、約四分の一くらいは信連の扱いになっておりまして、中金が今のところ比較的パーセンテージが多いのは、二十八年まで中金オンリーにやつたからそういうことになつておるわけですね。今後は漸次県信連の扱いが相対的にふえてくるということ、これは、この二十九年の実績から見ても言ひ得るわけでありまして。

もう一つは、御承知と思ひますけれども、先ほど平均一・八％の手数料を払つておると申しましたが、中身を分析しますと、純然たる手数料のほか、一種の危険保険料も入つておるわけですね。と申しますのは、二割の損失負担を受託金融機関がやることになっております。そこでは御承知の通りであります。そこでこの二割の損失負担の、いわば危険料も含んで一・八％になつておるということも御承知願ひたいと思つております。それから信連が漸次取扱ひがふえるとかいうような点を考へて、かりに支所を設けるということになりますと、今の危険負担を直接私の方で全額負担しなければならぬということ、それから信連なり中金さんにも相当影響を及ぼすことになると思ふのであります。特に最近では、私ど

もの方に信連の方から、自分のところの扱いの間口をなるべく広げてくれという要望が非常に強い、そういう点をいろいろ考えますと、これはよく研究しなければいけぬのじゃないだろうかと思っております。

○井上委員 あなたが農林金融公庫の責任者としてではなしに、中金のふところ工合を考えてやったり信連のふところ工合を考えてやったり、両々相互に助け合いかねばならぬからと、こういうことをお考えの上の御答弁なら、私は何をか言わんやであります。あくまで利用者の利益を考えなければならぬので、中間的な経費はできるだけ少うするということ建前を貫かなければならぬと思ひます。だから支所で直接貸しをやる方が経費が安うつきはせぬか。

その方がかえって高うつくということなら、長い経路を持たれております中金さんや信連を利用することも当然だろと思う。しかしもう公庫ができて数年にもなりますので、公庫にもりっぱな権威者がどんどん出てきておりますから、もう直接貸しをおやりになつても、そう不便を感じさせないのではないかと御質問しておるのであります。その点はもう一ぺん検討をお願いしたい。

いま一つ伺つておきたいのは、公庫の貸付の焦げつきはどういうことになつておりますか。ほとんど出ておりませんか。片一方を御信用なさつて、中金さんや信連さんに委託貸付をやられておりますから、おそらく取り立て不能という貸付はないであらうということ、今の御言葉から想像するんですが、焦げつきの方はどういふ状態になつていますか。一つもありませんか。

それをもつ御説明願ひたい。

○小山説明員 お答え申し上げます。焦げつきが全然ないというところは申し上げかねますが、大体大蔵省なり農林省なりで、貸付残高の〇・七割くらいの焦げつきは認められておるわけであります。認められていないところはおかしいですが、毎年決算のときに、そのぐらひはなにしておるわけですか。現在のところは、ちよつと具体的数字は覚えていませんけれども、認められておる範囲内であるというふうに御了承願ひたいと思ひます。

○井上委員 それ以上私も追及はいたしません。国民金融公庫の方に一応伺ひたいしますが、さいせん質問いたしました通り、非常に需要がふえておるのに、調査が一向進まないという弊害が残つておる。これは何とかもう少し調査をすみやかにやり得るような組織なり運営なりを御検討されて、利用者にとつての確信があらになりませんか。また銀行局長お見えでございまして、銀行局長も、その点に対しては注意を払つておるようであります。そういうことのための経費は相当認めてやる。積極的に人もふやし、あるいは機械も充実していくというように、もうでもないのですか。そこを一つはっきりしておいて下さい。

○石渡説明員 申し込んでからお客様に貸し出すまで長くかかるということ、は、まことに申しわけないと思つております。今のうちに、貸付の通知をあげるまでに三、四十日かかることはいかぬと思つて、もう少し縮めるように

努力いたしております。何とかして近い将来に、少しでも、できる範囲内において十日でも二十日も縮めたいと思つております。

それから経費の点でございますが、それは十分いたされれば大へん都合がよいのでございますが……

○河野(通)政府委員 国民金融公庫の経費につきましても、たびたび御要望をいたしておるのではありませんが、私は、やはりこれは程度問題だろと思ひます。度がいいかという点になりますれば、経費はできるだけ多い方が十分なことであるという点になります。が、おのずから常識的な限度があると思ひます。その点から言ひますと、必要な経費はもちろん惜しむべきではないと思ひますが、まずはなほはしき経費が不足しておる、そのために事業が非常に阻害されておるというほどの不足ではないと私は思ひます。国民金融公庫の職員の方々には、非常にお忙しく働いていただいておりますことは私もよく承知しておりますが、できるだけ経費を切り詰めていただいて、その中で能率を上げていくということに努力をしてもらふ、それでもなおかつ足りな

い。必要が十分満たされないと、こゝとでありますれば、そのための経費を追加するという点については、私は惜しむべきではない、かように考えております。

○井上委員 銀行局はちよつとおかしな答弁をしよるな。申し込んでから三十日も三十五日も借りられるか借りられぬかわからぬという状態は一番困ると思ひます。これは常識的なことじゃないです。さういふことをあなたは

常識的だということで見のがすなら、こんな質問をする余地はない。さうでしよう。三十日、三十五日は当りまえだと思ひますか。特に国民金融公庫を利用する方々は、生活的にも非常に困つた人が多いのです。だから、金が早く借りられるか借りられぬかということ、を非常に期待しておるわけですから、調査が早くおくれるために全く困るのです。だから、そこに経費的に、もう少し人員をふやすなり、あるいはその調査に必要ないろいろな機構を整えるなりしてやれば、もう少し短縮ができるというところを、国民金融公庫の方からあなたの方に御相談があつた場合、そこをあなたの方で、よしそのくらい短縮できるなら、大幅に認めてやろうというところを言つてもあらわんと、もう何ぼやつたつてあかんわ、あなたは、三十日や三十五日は常識的である、ほかの金融機関でもそれが当りまえであるというのなら、何をか言わんやであります。ところが民間の金融機関は、その日に貸すか貸さぬかをきめるので、ほとんどが、大体において、(笑)す。だから、あなたのような大きなことを言つておつたら困ります。だから、そこをどうするか。もう少し具体的に国民金融公庫の方と御相談を願つて、できるだけこの日時を短縮するように御協力を願ひたい。

○河野(通)政府委員 貸し出すまでに三十日あるは一カ月もかかるということ、は、適當でないと思ひます。これはできるだけ御勉強願つて、短縮するようになつてほしいと思ひます。人員その他の点につきましても、今年度から約百六、七十人の増員を考えております。これは予算上にちゃんと措置ができておりますが、この百六、七十人では少な過ぎるんじゃないかという議論は、確かにあると思ひますが、これはやはり程度問題と申しますか、私はびた一文経費をふやさないと言つてゐるわけではないので、必要なものはふやす、決してその点は、ないがしろにしておるのではないということをおししておるのであります。今後といへどもこの点は十分考へて、必要な経費はむろん出します。

○春日委員 そこで石渡副総裁にお伺ひをいたしたいと思ひます。今回は、民自の予算修正によつて政府出資二十億が予定されておつたものが、十五億減せられて五億になつた、この減少分は、別途資金運用部資金からの貸付によつて、この資金源の操作が行われると伺つておるのでありますが、これによつて来ますところのいろいろな影響について伺つておきたいと思ひます。その点について伺ひたいと思ひます。今までは、公庫は配当を行つておるのか行なつていないのか。それから、たとへば昭和二十九年に行つたか、この利潤の処分はどういう工合に行われておるか、この点をまずお伺ひたいと思ひます。

○石渡説明員 二十九年度は百九十五億出しております。それで二十九年度で得た利益三億六千万円は、お納めいたしております。それから二十八年度は得た利益は四億六千万円お納めしております。毎年利益金は、あけて政府へ納めるといふ建前になつております。出資した額について幾らということとは

きておりますが、この百六、七十人では少な過ぎるんじゃないかという議論は、確かにあると思ひますが、これはやはり程度問題と申しますか、私はびた一文経費をふやさないと言つてゐるわけではないので、必要なものはふやす、決してその点は、ないがしろにしておるのではないということをおししておるのであります。今後といへどもこの点は十分考へて、必要な経費はむろん出します。

○春日委員 そこで石渡副総裁にお伺ひをいたしたいと思ひます。今回は、民自の予算修正によつて政府出資二十億が予定されておつたものが、十五億減せられて五億になつた、この減少分は、別途資金運用部資金からの貸付によつて、この資金源の操作が行われると伺つておるのでありますが、これによつて来ますところのいろいろな影響について伺つておきたいと思ひます。その点について伺ひたいと思ひます。今までは、公庫は配当を行つておるのか行なつていないのか。それから、たとへば昭和二十九年に行つたか、この利潤の処分はどういう工合に行われておるか、この点をまずお伺ひたいと思ひます。

○石渡説明員 二十九年度は百九十五億出しております。それで二十九年度で得た利益三億六千万円は、お納めいたしております。それから二十八年度は得た利益は四億六千万円お納めしております。毎年利益金は、あけて政府へ納めるといふ建前になつております。出資した額について幾らということとは

きておりますが、この百六、七十人では少な過ぎるんじゃないかという議論は、確かにあると思ひますが、これはやはり程度問題と申しますか、私はびた一文経費をふやさないと言つてゐるわけではないので、必要なものはふやす、決してその点は、ないがしろにしておるのではないということをおししておるのであります。今後といへどもこの点は十分考へて、必要な経費はむろん出します。

○春日委員 そこで石渡副総裁にお伺ひをいたしたいと思ひます。今回は、民自の予算修正によつて政府出資二十億が予定されておつたものが、十五億減せられて五億になつた、この減少分は、別途資金運用部資金からの貸付によつて、この資金源の操作が行われると伺つておるのでありますが、これによつて来ますところのいろいろな影響について伺つておきたいと思ひます。その点について伺ひたいと思ひます。今までは、公庫は配当を行つておるのか行なつていないのか。それから、たとへば昭和二十九年に行つたか、この利潤の処分はどういう工合に行われておるか、この点をまずお伺ひたいと思ひます。

○石渡説明員 二十九年度は百九十五億出しております。それで二十九年度で得た利益三億六千万円は、お納めいたしております。それから二十八年度は得た利益は四億六千万円お納めしております。毎年利益金は、あけて政府へ納めるといふ建前になつております。出資した額について幾らということとは

○春日委員　そういたしますと、お伺いしたいことは、利益の配当を行わないが、利益金そのものは全部一般会計に回される、こういうことでございますが、この場合、資金運用部資金から借り入れる場合は六分五厘の利子を払わなければならぬ。この問題と関連をいたしまして、一体利子を払うものは払って、それから純益も納めて、それだけの経費を落すものは落して、それでちっとも影響がない、こういうふうに考えていいのですか。

○松原委員長　お静かに願います。

○石渡説明員 出資をしていただく場合は非常にやりやすい。それから資金運用部から拝借する場合は非常にやりやすいということでございますというところとを申し上げたいと思えますが、二十九年度においては、元金として二十二億お返しいたしております。それから三十年度において、元金として三十九億お返ししなければならぬこととなります。ですから、出資でいただく場合と資金運用部から拝借する場合とは、非常な違いになるわけです。私の方の立場といたしましては、事情の許す限り出資でいきたい、できるだけたくさんにいただきたい、これはどうしてもお願いしたいと思っておることなのであります。

○春日委員 結局一般会計からの出資であります場合は、これは公庫そのものの資金として長期にこれを活用する事ができるが、運用部からの借り入れによると、早晚これを償還していかねければならぬのであります。従つて、そのつど資金計画を立てかねない

除等に伴いまして、一般市中銀行において相当預金が増加し、その資金が増

加するであらう。しかし民間の金融機

の際、別途資金委員会法等を設けられ、閣の協力にも相当制約がある。またして、そうして国民金融公庫の資金源も、そういうような公庫自体が政府の一般会計や資金運用部資金によらないで、いわゆる限定されたものを対象としないうで、市中資金によってその資金源を確保して、そうして資金の需要を満たすような方向へ持っていくべきかどうかというような論議が大へん行われてまして、世論もそういうような方向を非常に歓迎しておったと思うのでありますが、公庫自体において、こういう面について検討されたことがありませんかとか、あったならば、公庫自体が検討されたところをこの際一つ御発表願いたいと思います。

○石渡説明員 私どもの方は、別に検

討したということはございませぬが、普通銀行に金融債を引き受けてもらふとすれば、金利が相当高いものになる。普通銀行の預金の資金コストが七分三厘とすれば、金融債は相当高いものになる。それならば、資金運用部から六分五厘で国していた方がはるから

○春日委員 公庫の責任を負われる方々の努力の目標というものは、金利

を安くしなければならぬといふこと

も、資金需要をいかにして満たしてい
くかということも、私はより大きな目
標でなければならぬと思うのでありま
す。そこでお伺いをいたしたいこと
は、現在公庫が需要を満たしておりま
すところの融資額、申し込みに対する
応諾のパーセンテージはどのくらい
ものでありましようか。これをちよつ
とお伺いしたい。

それからもう一つ、関連事項といた

しまして、公庫の貸し倒れの問題について伺いたい。公庫は零細金融をいたたけておりますので、担保を取っていないと思う。従って、こういうような庶民金融には貸し倒れが相当あるのではないかと思われますが、貸し倒れ、回収不能というものが総貸し出し金額の中に占めておりますパーセンテージ、この二つのパーセンテージについて御発表を願いたい。

○石渡説明員　今の延滞の方を申し上げ

げますが、三十億の更生資金は、御承知のような状態で貸し出したものでございますから、非常に成績が悪

延滞が大体三割という程度でござい
ます。その中で貸し倒れがどのくらいあ

るが、何となく善し振えたりおぼた

のは、ぎりぎりの線はまだ出してごさいません。差し押えもたまにはいたします。が、あまりぎりぎりの線は出しておりません。正確なことを申し上げられないで申しわけありません。

それから資金量をもっとふやすような方法を考えなければいけないのではないかと、ということでございますが、まことに資金量が不足して非常に弱って

おります。現在借り入れ申し込みの中

で貸せるものは、金額で三分の一、日数で半分であります。もつともつと資金がほしい、もつとふやさなければならぬということはお考えしておりますが、なかなか名案がございません。

○春日委員　ただいま伺いますと、更生資金は社会政策的に貸し出しておるものでありますし、しかも金額もきわめて零細なものであります、これは金神ベースというよりも、社会保障的

救済金融というようなものであります

から、これは問題にはならないと思います。一般の中小企業庶民金融というものの率は、伺いますと、延滞のもの

率がここに示されている。これは、長年公庫の実績によるところの証明がこゝにありまゝです。私は思ひますのこゝ、た

だ、其の御答弁によりますと、資金の

応諾率というものは件数にして半分でしかない、金額にしてはおかつそれが三分の一ではない。こういうことでありますれば、いよいよこの資金源をふやすことのための行財政のあらゆる努力を試みなければならないという結論が、ここから自然的に出てくると思う。従いまして、本委員会においても、政府においても御考慮を願わな

ければならぬことは、貸し倒れはない

のだ、そうして資金需要は大きいのだ、ということであるが、一方政府の一體会計あるいは資金運用部資金において、資金の総ワケから国民金融公庫の資金源を増大することが困難であるならば、方法は他に幾らでもあると私は思う。すなわち、今回の税制改革によって、預金利子の免税によって市中資金がふえてくるならば、金価値などを発行して、大体において必要な資金

を最小限度に諷刺していくというよう

り、しかもそのことから何らの弊害もたらしてはこないのではないかと思

利について引き下げを行う。それから民間の機関といたしましては、相互銀行あるいは信用金庫等の機関の金利もできるだけ下げようという具体的措置をとらせておきます。それから普通銀行におきましても、中小金融部門の金利については現に下つて参つておりますし、今後でもできるだけ引き下げの方向に努力するという事を考えておる次第でございます。全体の金融正常化に就いては、自然の推移ではありますけれども、やはりそれに対して行政的な措置をして、自然にまかしておかないで、積極的に下げる方向へ今後持っていく、かように考えております。

○石野委員 金利問題について積極的な努力をするということとは、非常にけつこうな事だと思います。ただ藤枝次官が言われました、中小企業金融公庫や信用金庫に行くべきものが国民金融公庫に集まるという問題は、確かにあると思います。しかし事實は、中小企業金融公庫とか信用金庫ではなかなかまかない切れないものがあるし、また希望通りにこたえてないものがあるからこへ集まってるわけでありまして、そういうことから見ますと、ことしもいわゆる需要に対する不足というものを補う大きな道は、容易に見つかりにくいと思うのです。そこで私は、ことしの産業界、あるいは経済界の見通しの面から、中小企業向けの金融通塞の問題は、当然政府当局においても大きな問題になってくるだろうと思ふ。従つて、これは国民金融公庫等に対する需要が大きくなればなるほど、これに対して運用部の資金でもよろしいし、あるいはまた政府の出資金でも

よろしいが、もう少しふやしてやるという事を、本年度内には考えなければならぬ状態になってくるんじゃないか、こういうふうには私は考えるのですけれども、そういうふうな見通しについては、政府はどういうふうにか考へておられるか、その点をほつきり伺いたい。

○藤枝政府委員 實は、これはもう御承知だと思いますが、四月、五月ごろの郵便貯金の伸びというものは、非常に悪いのでございます。そういう面からいいますと、逆な考え方を申すほどでもないのですが、今後資金運用部等からこういう中小企業金融機関に貸し付ける額をふやすということ

は、なかなかむずかしいと思ひます。しかし、御承知のように全力をあげて貯蓄の奨励、増強等をはかつておりまして、ことに本予算が成立いたしました後におきましての政府資金の散布等も待てると思ひます。そういう点は十分にらみ合せて、もしもわれわれが計画いたしました以上の郵便等の伸びが考えられますときには、十分こうした面についても考へてみたいと思ひます。おの次第でございます。

○石野委員 私は関連質問をやつておるので、他の人の時間がだいぶさかれておりますから、まゝとめて三つの点だけお聞きしたい。今後おそろく資金需要が非常に増加して、計画以上の需要が出てくるだろうと見られるので、今次官から答弁のありましたように、郵便等の伸びがありました場合に、国民金融公庫等に対する需要にこたえるという点をほつきり考へておられるというふに私は聞いたのでありますが、そ

れは誤まりであるかどうかという点を、一つここではほつきり御答弁願いた

い。それから先ほど井上委員からお話がありました、国民金融公庫に対する民間の一般需要者の要望にこたえる貸し出しまでの期間が非常に長いということについて、この解決の問題であります。これはやはり銀行局長、あるいは副総裁、みなそれぞれ十分検討していると思ふのでございますけれども、各地方におけるところの事情を見ると、実際の事務をやるにも人手も足りないし、また足らないというよう

な実情がある。従つてこの経費をもう少しふやしてやらなければどうにもこうにも、にっちもさっちも動けないという実情があると思ふ。ある地方で、私はこういうことを知つてゐる。一般の人が何となく足を伸ばそうというので、スクーターを買つて寄附した。ところが公庫では、それに対する油を出すことができない、仕方がないから、寄附したスクーターがそのまま倉庫の中に何カ月も何カ月も使わずに置いてある。それを使うのには経費が足りないから動けない、こういうばかげたことがあるために、人の動きが伸びない。自転車で行つたり電車でやつたり、能率がちつとも上らない。こういうことは、やはり公庫も率直に大蔵省に意見を述べることが必要だと思ふ。

大蔵省の方でも、こういう実情をよく見てやつて、伸びるべく民間が協力しているものに対して、その実績の上から、こういう点は、政府に対する納付金の問題等の関連において、もっと

真剣に考へてやつてほしいと思ふ。そして納付金について銀行局長は、もう当然納付金をとらなければならぬという建前でおられるのか、それともそういう問題があつたら、話し合ひで、納付金は相当程度比率を上げる方へ使わせるといふような考え方をこれから後とはつきりしていくのかどうかというのとを、はつきりここで御答弁願ひたいと思ひます。

もう一つは業務の内容であります。この内容については、たとえば恩給の貸付の問題とか、遺家族の貸付の問題とか、あるいは引揚者の問題とか、いろいろこまかい問題が、事が起るごとに国民金融公庫にかぶさつてくる傾向があるのです。こういう傾向は、私は国民金融公庫の業務内容からしていいのかどうかについては、考えなくちゃならぬものがあると思ふので

す。私は、決してこれを取り扱うことを悪いとは言いませんが、そのときには、少くとも経費の点でも人員の点でも何か考へなければ、通常の国民金融公庫が目途としておつた業務が波滯することは当然なんです。そういう点を全然考へないで、ただ公庫の責任だけを追究するということは、われわれとしても考へなければならぬと思ふが、特に監督官庁である大蔵省は、その点についてどういうふうに見ておられるか、こういう業務内容の増加に対して、人事的な問題についても、あるいは経費の問題についても、これからどういふふうに考へていくかという点をお聞かせ願ひたい。

私はまだいろいろと聞きたいことがあるけれども、時間がありませんからやめまして、この三つの点だけをほつきり御答弁願ひます。

○河野(通)政府委員 第一点は納付金の問題であります。これは、私は民間の金融機関における利益と政府の金融機関における利益と違ふと思ふので、従つて、たとえば一番いい例は、納付金を幾ら出したつたつて、かりに政府から出資をする金額を減らして、政府からの借入金をやめてしまえば、三億や五億はすぐ飛んでしまふのです。従ひまして、私はかりに納付金というものをしないで使わせるというところが意味がありとすれば、むしろ資金の源をそれだけふやしてやるということしかないと思ふ。ところがその資金の源をふやすということのためにどれだけ需与するかといへば、かりに今後毎年新しい政府資金を国民金融公庫へつぎ込まないということであれば、これは私は、どれだけ意味を持つかと思ふのでありますが、やはり毎年相当程度の資金を新しくつぎ込む、つぎ込む場合に、その納付金というものを計算に入れてつぎ込むか、つぎ込まぬかということが問題になるだけでありまして、資金的に見ても、私は公庫へつぎ込むということが続く以上は、あまり問題にならぬのじゃないかというふうには考へております。

それから経費の点は、先ほど井上さんにもお答えいたしました通り、十分私も考へて参りたいと思ひます。今御指摘のありましたような実情も、私は耳にしないではございませぬ。十分これからまじめに検討いたしまして、必要なことをいたしたい。この点も、今納付金の問題に対する私の考え方から当然出てくるのでありますが、経費が足りるか足りないかということとは、ほ

かの観点から見ればいいので、納付金があるから、その納付金のうちを使うか使わぬかという問題でなくて、私は納付金のあるなしにかかわらず、必要な経費はつぎ込むという考え方でいかなければならぬのじゃないか、かように考へておられます。この経費につきましては、今後大いに努力をいたしたいと考へます。

○藤枝政府委員 先ほどお答え申しましたように、郵貯その他の伸び等がありまして、単に国民金融公庫だけではございませぬけれども、十分考慮いたしたいと考へております。

○松原委員長 平岡忠次郎君。

○平岡委員 質問の順序ですが、関連質問なら、少くとも先に申し込んである人の同意を得るようにはしてもらわぬと困る。おとといから申し込んでござうは二番目になっているはずですが、六番目に回されて、時間ぎりぎりにはられるというのには非常に不愉快です。そういう点を、一つ今後十分気を付けて運営していただきたいと思ひます。

私は、ただいま上程されております資金運用部資金法の一部を改正する法律案に関連しまして、中小企業者あるいは勤労者向けの金融施策につきまして、数点につき質問をいたしたいと思ひます。

まず第一に、昨年日銀にある国庫余裕金の預託問題が、その法律上の可否とも関連いたしまして問題になりました。そして政府はその引き揚げを計画したのでありますけれども、この措置によって逼迫している中小企業金融の資金源がいよいよ枯渇することをお慮いたしまして、当委員会はこれが存続を強力に主張したのであります。

す。その結果、現在なお商工中金と相互銀行、信用金庫に総計六十二億円の残高があるはずでございます。しかしこのことは、一面から見ますと一ころ五百億円の前後にも上つておりましたこの預託が、なまじ名目的に六十二億を残したばかりに、これにかゝるべきところの中小企業向けの新しい融資方策が一向に立てられていないという結果をもたらしおられておるものであります。ことに遺憾千万でございます。当時は自由党の政府でございましたが、民主党政政府におきまして、一体それ以後この対策を果して考へられておるかどうか、まずこれを藤枝政府次官からお伺いしたいのであります。

それと、法律上の可否の問題の結末は結局どうなつておるか、この点もあわせて御答弁をいただきたい。

○藤枝政府委員 第一に法律的な疑義の問題でございますが、これは平岡委員十分御承知の通り、不穩当という程度の問題でありまして、そういう点につきましては多少問題もありませんが、現在預託いたしております六十数億について、中小金融機関の資金量ともならみ合せまして、その引き揚げを急速にやるといふようなことは考へておりません。ただああいう問題もありませんので、今後の新規の預託ということについてはなお研究しなければならぬじゃないか。それとあわせて、ただいまお話ししたとおり、たとへば、それをやらぬといふとすれば別の方法を何か考へるかという点については、目下研究をいたしておるところでございます。

○平岡委員 藤枝さんの答弁では、これから研究するということだそうですが、当時これの代案として、当委員会主張された事柄がございまして、それは日銀からの中小企業に対する別ワクの融資を調整拡大するということと、これが特に春日委員とか千葉委員より強力に主張された事実がございまして、その内容は御記憶と思ひますが、昭和二十四、五年ごろ興銀、勸銀、北拓が債券発行を停止された折に、この三金融機関に商工中金を含めまして、合計四十二億円が別ワク融資された。この四十二億円を二百億円程度に広げて、以上の四金融機関のうち商工中金だけを融資対象とするという提案です。そういう主張がなされたはずですが、この問題は停頓しておりました。一向進捗しておりません。日銀が一向に諸の気配を見せられておらないわけでありまして、しかし一方政府としても、この方策は日銀の政策と運営の問題であるために、積極的に介入することもできないというありさまであります。私の考へでは、この問題の進展は期待し得ないと結論せざるを得ないのであります。念のため、この点に對しまして、民主党政政府に変わりましたので、これはまた別な角度から期待し得るといふような見通しがあるかどうか、これをお答えをお願いしたいと思います。

○藤枝政府委員 ただいまお話ししたとおり、私どもも御議論のありましたこととは、私も承知いたしております。要するに結局中小金融機関の資金源をふやすという問題だと思つておりました。かゝる問題だと思つておりました。何と申しますか、正常の道は、やはり普通の金融の正常化と申しますか、預貯金等の増進と申しますか、そ

うした面で中小金融機関も資金源の吸収に努力をしてもよろしい。また努力をするためのわれわれのいろいろの方策も考へるといふことが正常であるうと思ひます。その上に、日銀の別ワクをやるというふうなことにございましては、実は資金の非常に少かつた当時において行われたことのありますことは御承知の通りであります。今後新たにそういう問題をやるかという点につきましては、もう少し考へなければならぬじゃないかというふうにお考へておる次第であります。

○平岡委員 当時の大蔵省の方の答弁は、なるだけ諸公庫に対する出資増をもつて、対中小企業資金源を解決するという御答弁があつたはずであります。ところが政府は、違ひますけれども、三十年におきまして、特に自由党と民主党政の修正をきつかけにしまして、むしろ一般会計からの出資を全面的に削つてしまつた。こういう点に對しまして、政府は違つておりますけれども、大蔵當局自身がまるで逆な方途に出たといふふうにお考へるのですが、あなた方は、そのことにつきましてどうなふうにお考へられておるか、御答弁をいただきたい。銀行局長に伺ひます。

○河野(通)政府委員 お話しした点は、実は私ははつきり記憶がありませんので何ですが、政府機関の出資をふやすといふことでなく、政府機関の出資及び借入金を含めた資金をふやすことに努力したいというふうに私は申し上げたと記憶するのであります。もっともそれは、その中でも出資が多い方が資金コスト、その他の点から見て適當であることは申すまでもないことであり

ますが、要するに問題は、やはり資金量をふやすことが必要なのではないか。しかもその資金量の増加につきましては、今度の予算においても相当努力は払われて参つております。しかしながら、先ほど申し上げましたように、これが十分とはいへども財政状況の許しませんが、こういうものの充実にさらにはかつて参りたいと私は考へておる次第であります。

○平岡委員 今の河野さんの御答弁だと、相当努力しているように同答されているのでありますけれども、農林漁業金融公庫、それから国民金融公庫、中小企業金融公庫、住宅金融公庫に對する一般会計からの政府の出資は、今申し上げました自民党政の修正によりまして百五十五億圓を減額されております。これを資金コストの高つく資金運用部資金の貸付に肩がわりされております。もつともこの貸付額自身は、六十億圓を増まして二百十五億圓となつておりますが、しかし今のような出資自身が非常に減額されているといふことは事実でございます。しかもこのために、金融債の百五十億圓の資金運用部資金による引受けは、四月、五月引受け済み分の二十八億九千万圓を除きましては零にしてしまつたのです。すなわち零回答をあえてした。こういうありさまであります。まず預託方式がだめである。それから日銀の中小企業の別ワクの問題も進展しない。それから今の三十年度の中小企業関係の金融政策自身を見ましても、むしろそこにしわ寄せを食つ

て、縮小されているような格好になつております。要するに八方ふさがりの状況が見られるのでありまして、私は中小企業向けの資金の枯渇は極点に達してしまつたという結果が現われていると思うのです。

それで、これから本論になるのですけれども、資金運用部資金法の改正が行われるにつぎまして、私はこの資金運用部資金の性格をもう一回ここで反省していただきたい、こういうふうに考えます。

率直に焦点を二つの点に私はしぼります。それは、資金運用部資金法の改正に際しまして、第一は農林中金、商工中金、相互銀行、信用金庫、それに労働金庫も加えて、こういう庶民金融機関に対して資金運用部資金を運用することができるよう改めてもらいたい。第二に、具体的に提案されております通り、資金運用審議会の委員のうち、学識経験者を二名ふやすそうですが、このうちに中小企業関係者、あるいは労働者の関係者を加えていただきたいということを要望したいのです。私はこの必要を特に強調したいのは、今までの経緯を見ますと、中小企業に対する金融政策というものは、きわめて浮動的な、その場限りの彌縫こそくな手段をもつてのみ考えられてきておりまして、日本の産業構造に大きなウェイトを占めておる中小企業の危機を打開するためには、中小企業に対する恒久的な金融対策の樹立が時期的にぎりぎりのところにきておると思うのです。こういうときに、ちょうど資金運用部資金法の一部改正が行われまして、特に以上申し述べた二つの点を強調して御配慮いただきたい

のでございます。それで政府に対して示唆申し上げたい点は、資金運用部資金の原資の性格からいたしまして、どうしても当を得た方策がこの際確立されなければならぬということです。御承知の通り、資金運用部資金原資の構成を見ますと、昭和二十九年年度末におきましては、郵便貯金関係が四千五百十四億圓、それから簡易保険と郵便年金預託金が千二百三十八億圓、厚生年金保険預託金が千六百億圓でございます。以上の合計が六千八百五十八億圓でございます。金資金構成七千七百二十四億圓のうち八八%に達しております。この運用部資金は、長年にわたりますて蓄積されてきた労働者の預託金の集積であります。それにもかかわらず、その運用の実情を見ますと、いかに困窮としての政策の必要からといひながら、労働者への還元はほとんどされておらないのでございます。これは、国債、地方債の内容とか、いろいろなことをつかり分析してみなければわかりませんけれども、七千七百億圓に上る総額のうち、今言うような労働者とか中小企業者とかに還元されるとおぼしきものを拾いまして、おそろく直接的なものとしてはその還元率は五、六%にしかならないのであります。

以上私が指摘したように、資金運用部資金の原資の大部分が労働大衆の預貯金の集積であるにもかかわらず、その運用による労働者や中小企業者への還元融資はほんとうに九牛の一毛にすぎないというこの事實は、やはりここで見直されなければならぬと思ひます。私はこの運用の現状が納得できません。しかしこれは、歴史的なつながり

があつて、こうした歪曲された方向が強化されてきたと思うのだけれども、まずこの問題につきまして、昭和二十六年ドッジのアドヴァイスによる変革という点にも問題があると思ひます。ですから資金運用部資金——元は預金部資金でございますが、この変遷を一応阪田さんから説明願つて、問題の所在の究明の資にしたいと思ひますが、どうぞ阪田さんから御説明願ひます。

○阪田政府委員　ただいまお話しがございました資金運用部の資金の性質、あるいはその運用の方針ということでございますが、お説のように、資金運用部資金は預金、貯金、あるいは厚生年金の資金、こういったような非常に零細な資金の集積からなつておるわけであります。労働大衆の金といひますか、むしろ国民全部から集まつたものであるという表現がよいと思ひます。また、そういう資金であるから、また、これは政府の公的な資金として運用されるものでありますから、運用の面におきまして、やはり国民全般に役に立つように運用しなければならぬ。さらにまた地方から集まつたこういう零細な金でありますから、地方に還元するといひますか、預金者の利益になるように運用されなければならぬ、こういうことが言われておるわけであります。そこで先ほどお話がありました現行の資金運用部資金法の建前から申しますと、運用の範囲がかなり以前とは限られておりまして、国債とか地方債、政府機関の債券、あるいは金融債、こういったものに運用の範囲が限られて、きわめて確実で、はつきりし

たものにしか運用できないような建前になつておるわけであります。そういうような意味におきまして、ただいまお話しがあらわれましたような農林中金、商工中金、労働金庫、あるいは信用金庫といったようなものにも、政府資金のこういう意味からいひまして、直接融資できるように考えるべきじゃないか、こういう考え方も当然あると思ひます。私どもも、こういう点につきまして根本的にはいろいろ研究いたしておるわけであります。今回提案いたしました資金運用部資金法の改正は、ごらんのように一部の改正でありまして、そういう根本的な点には及んでおらないわけであります。お示しのような問題についても、十分検討して参らなければならぬと思ひます。ただ現状におきましては、資金運用部資金の運用の範囲が——これは財政投融資の全体の問題としてもいいと思ひますが、戦後一般の資本の蓄積が非常に少なくなった、それを政府の財政投融資で補填しておつた、こういうようなところから、資金運用部資金のみならず、協金でもらひました資金もいろいろな財政関係の投融資に出しておる。一般の中小金融、商業金融といったものにも出しますが、さらにまた基礎産業の企業の合理化その他の資金、そういった式のもの、産業界全般の役に立つような資金もかなり大きなウェイトを占めて存存しておるという状態になつておられて、本年度の資金の投融資につきまして、先ほどもお話しがございましたが、実情がそのようになつておるわけであります。現在直ちに仰せのような資金の運用の範囲を拡充いたしましたとしても、資金の総量が

限定されておりますので、直ちにこの資金の運用の範囲だけをいたすに広げて、いろいろ広範囲なものに手を出すというような形にだけなるというところは好ましくない、一般の金融状態も正常化し、資金の蓄積も進みまして、資金運用部の資金の運用をいたしまして、お示しのような本来の趣旨に従つて運用がだんだんし得る、十分な資金の余裕をもつてそういうことがなし得るという段階になりまして、お説のような点も十分に取入られて、資金の運用の範囲を広げていくというところが適切ではないかというふうに考えておるわけであります。

○平岡委員　二十四年ドッジのアドヴァイスがなされた当時の日本の状況と違つて、少し世の中が落ちついてきています。そこで今まで暫時的に來た事柄が、すべての尺度になるというところじやなしに、今までやり來たつたこと自身が、批判されるべき経験的事実だ、私はこういうふうに見直されなければならぬと思ふ。そこで、そういうふうな抽象的な議論をここで振り回してもしょうがないから、具体的な問題として、この資金法の改正がもくろんでおる学識経験者三名に二名を加えて五名にするというこの数字に対しては、何か根拠がございしますか、お伺ひいたします。

○阪田政府委員　資金運用部資金運用審議会委員は、現在十名の定員でございますが、そのうち三名が、官庁関係とか、その他の関係を除いた民間の学識経験のある者ということになつておるわけであります。十名のうちの三名

第一類第五号　大蔵委員會議録第三十二号　昭和三十年七月十四日

感じがいたしますので、これを二名増加いたしました。資金運用部資金の運用ということにつきまして、広く一般の学識経験者の意見を伺いました上でこれをきめるようにしたいというふうなことで、増強いたすわけでありまして、それを民間委員といいますが、今度五名になります。一般の学識経験者につきましては、特に一人はどの中小企業の方、一人は勤労者の代表の方、あるいは預金者の代表という意味でどういふ者を入れるとか、そういうふうなそれぞれ個別的に何かの代表のような資格で出ることと考へておりません。いろいろそういう点も考へて人選はきめることが適當と思ひますが、直接的にはどういふ利害、どういふ層を代表するものを選ぶというふうには考へていないわけでありまして、

○平岡委員 お答えは、政府側の方々、大体次官がなっておりますが、その七名に対して均衡を失するから、民間側は五名くらいにしておいたらいだらうという程度のお答えでござい

ます。具体的に現在民間からの委員の顔ぶれは、どうも私の見るところでは、原資の供給者である勤労大衆や中小企業の代表者はほとんど考へられていないと思ひます。私は原資の提供者が、その運用に対して発言権を持つていないような不合理は是正されなければならぬと思ひます。今の三名も、小沢利得氏が日本経済新聞の顧問であり、河上弘一氏は興銀の顧問ですが、それから石坂泰三氏が東芝の会長なのです。こういう人たちは、中小企業者や勤労大衆の真の代表じゃないと思ひます。委員の増加が考へられておるとするならば、当然勤労者を代表し、中小

企業金融機関を代表する委員を入れて、資金運用に参加させるべきだと私は考へております。こういう点もぜひ考へてほしいと思ひます。もしこの二名が、七名に対して不均衡だから、三名を二名だけ増加させるということでしたら、むしろ政府の七名に対して民間側は七名にふやしたってかまわないと思ひます。ですから、今の二名増加案を四名にされてもいいと思ひます。やはり衆知を集め、しかも原資を代表する層からの代表者を加えるというふうな方向へ再修正をしていただきたい、私はかように考へます。ゆゑ、このことを強く要望いたしておきます。

それから現在資金運用部資金の運用は、第七条によつて十一項目に制限されておりますが、先ほど申し上げたように、ここに第十二項目を起し、そして、それにより農林中金、商工中金、相互銀行、信用金庫、労働金庫を長期融資、貸付の対象とするようにする、この一項目をぜひ加えていただきたい、私はかように考へておりますが、大蔵省の方としての腹案とか、あるいはそういう点を顧慮されるかどうかにかつきまして一応御答弁をいただきたいと思ひます。

○阪田政府委員 資金運用審議会の委員の人選の点につきましては、先ほど申し上げましたように、どういふ層、どういふ利害の代表という点にはありませんが、しかし御趣旨のような点は十分考へていたしまして、人選は慎重にいたしたいと考へます。

それから資金運用の範囲の追加であります。先ほど私が長々と申し上げて恐縮でありましたが、こういふような事情でありますので、先ほどお

話しがありましたような、国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、現在貸し出しの方でどういったような金融機関に對してしましても、実は理想といひます。十分御満足いただけるような資金が割り振りができない、こういう状態にあるわけでありまして、運用の範囲が広がりますれば、これは運用可能な範囲でありますから、自由にそういうこともできるといふことになるわけでありまして、しかし實際問題として、今年度の資金の状況等を考へても、この条件によりまして運用する可能性がほとんどない。また資金運用部の運用といたしましても、資金が現在やっておりますのに対して十分でないのに、さらに開口を廣げるといふような格好になることは、どうも適當でないのじゃないかというふうに、現状としては考へております。

○平岡委員 最後に、今阪田さんは、この資金運用部資金の現状だけに頭を置かれて説明されております。しかし、これは追加するということを私が申し上げましたけれども、追加すること、追加することは、追加するべき本体を予想し、追加というものは、その例外的にそこに追加していただきたいというふうな聞えたりもしますが、もしも、もとともあるべき主人公は、むしろ私が申し上げたような庶民層のための金融機関であると思ひます。中小企業者とか、勤労者とか、原資の主要構成をなしてある人々のための金融機関であるものがこの運用においては主座を占むべきものだと思ひ考へております。むしろ主人公の方が非常に消極的に、こへそつと顔を出して、当然の主張を謙遜して申し上げるというふうな工合

になつておりますが、私は實際の原資の構成から見まして、この点は従来の情性で考へるようなことでなしに、ユベルニクス的に逆転して考へてもらうくらい関心を持ってもらわなければ達うと思ひます。そういうふうな点で、一つ従来のとらわれた考へ方なしに、こゝで見直していただきたい、かように考へます。

○阪田政府委員 先ほど申し上げましたのが、資金の現状だけのようによ聞えしたので、ちよつと恐縮であります。が、今お話しがありましたように、中小金融とか庶民金融とか、こういうふうなものを資金運用部の運用の中心の考へに持つていかなければならない、こういうふうな考へ方につきましては、私も別段異存はございません。が、ただ現在そういうことのために、国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫、その他の機関がございまして、これがまた政府資金の供給を受けて、これを貸し出し資金に充てるというふうなことを基本的な考へにしてきておる機関であります。従いまして、政府のこういうふうな特殊な資金の投資といたしましては、まずそういうものの資金を充実するといふことが基本であり、本願でなければならぬと思ひます。でありまして、お示しのその他の農林中金、商工中金、あるいは労働金庫、信用金庫、そういうものは、これはやはりいわば民間の金融機関でありまして、預貯金を預かりましてこれを貸して、いく、こういうことを本質とする機関であります。これが資金運用部のよう、政府の資金を借りてこれを転貸するといふことは、これらの金融機関にとりまして本質的なことではな

いので、實現いたしましたも補足的なことになると思ひます。そういう意味におきまして、やはり資金運用部の出します形態としては、現在のようものが基本になる。お示しのようものは、これは付置的といひます。追加的な部門になるものでありまして、今おさしすの点は、ちよつと私の方として違つたふうな考へておる点でございまして、御了承願ひたいと思ひます。

○平岡委員 最後に具体的な点を要望申し上げます。これは一昨年西日本の台風と、それから十三号台風の災害が起りました際に、勤労者の立ち上り資金として融資された労働金額の問題でございまして。今度は東北と、それから北海道にやはり大水害がございまして、労働金庫の東北と北海道の各県の理事者が二十日過ぎに仙台に会合しまして、そしてその被害結果を検討する所です。その検討の結果によりましては、やはり二十八年度と同様な立ち上り資金の要望があると思ひますので、そういう具体的な問題がございまして、この要望にこたえるようにお計らい願ひたいと思ひます。このことだけ最後につけ加えて私の質問を終ります。

○阪田政府委員 これは具体的にお話を伺ひまして善処いたします。

○松原委員長 次に、関係定率法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案に対する質疑はすでに終了いたしました。川上政府委員から、黒金委員が要求されました参考資料について発言を求めておられますので、これを許します。川上政府委員、

もつて修正議決いたしました。

次に、本法律案に対する大平正芳君外三十九名提出の附帯決議を採決いたします。本附帯決議を可決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議は可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成、提出手續等につきましては、委員長に御一任願つておきたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○松原委員長　なお、農林漁業金融に
関する質疑がいまだ残っておりますの
で、明日も本日と同様に、農林中央金
庫副理事長江澤省三君を参考人として
出頭を求め、意見を聴取するように取
り計りたいと存じますが、これに御
異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は明十五日金曜日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時二十一分散会

〔参照〕

関稅定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局